

令和8年2月17日

(令和8年2月18日 更新)

国土交通省による「建築保全業務労務単価」の令和8年度改定に伴う

対応について（お知らせ）

令和8年2月17日に、国土交通省より令和8年4月から適用する建築保全業務労務単価について発表されました。

令和8年4月1日から履行開始予定の委託契約のうち、令和8年2月24日以降に財政局契約第二課にて公告等の契約手続きを行うもので、建築保全業務労務単価を用いて積算しているものについては、令和8年2月17日に発表された単価に基づき積算を行います。

なお、このお知らせ以前に公告等を行った案件については、原則として、直接的に建築保全業務労務単価を用いた積算を行っておりません。

また、各区局にて契約手続きを行うもので、建築保全業務労務単価を用いて積算している案件についても、順次、令和8年2月17日に見直された単価を適用していきます。個別の案件において適用単価が不明な場合には、質問書による質問を行うなど、発注担当課に直接お問い合わせください。

財政局契約第二課委託契約係

電話 : 671-2186

メール : za-keiyaku2@city.yokohama.lg.jp

※令和8年2月18日付、本文を更新しました。

7行目

「なお、令和8年2月24日以前に～」→「なお、このお知らせ以前に」